

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年 6 月17日
【会社名】	株式会社プロルート丸光
【英訳名】	MARUMITSU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 本 裕 文
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北久宝寺町二丁目 1 番 3 号
【電話番号】	06(6262)0303
【事務連絡者氏名】	管理本部長 中 原 秀 和
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北久宝寺町二丁目 1 番 3 号
【電話番号】	06(6262)0303
【事務連絡者氏名】	管理本部長 中 原 秀 和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2021年6月16日開催の当社第70回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月16日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するために必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、森本裕文、安田康一、内田浩和、武藤貴宣、児玉和宏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、池澤宗樹、山本良作、原口恒和を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

補欠監査等委員である取締役として、岩口善弘を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち、社外取締役分は30百万円以内）とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役報酬額とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役は除く。）に対して年額10百万円以内の範囲で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給するものであります。

第8号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

取締役報酬額とは別枠として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して年額70百万円以内（うち、社外取締役分については10百万円以内）、監査等委員である取締役に対しては年額10百万円以内の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を付与するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	131,711	1,056	0	(注) 2	可決 98.54
第2号議案					
森本 裕文	131,573	1,194	0	(注) 3	98.43
安田 康一	131,604	1,163	0		98.46
内田 浩和	131,629	1,138	0		可決 98.47
武藤 貴宣	131,555	1,212	0		98.42
児玉 和宏	131,553	1,214	0		98.42
第3号議案					
池澤 宗樹	131,897	870	0	(注) 3	98.68
山本 良作	131,861	906	0		可決 98.65
原口 恒和	131,781	986	0		98.59
第4号議案	131,608	1,159	0	(注) 3	可決 98.46
第5号議案	131,030	1,737	0	(注) 1	可決 98.03
第6号議案	131,024	1,742	0	(注) 1	可決 98.02
第7号議案	130,663	2,104	0	(注) 1	可決 97.75
第8号議案	130,359	2,408	0	(注) 1	可決 97.52

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。